

令和 8 年第 3 回嵐山町議会定例会

付託議案審査報告書

令和8年9月15日

嵐山町議会議長 伏守 勝義 様

決算審査特別委員長 吉本 秀二

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	令和7年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

決算審査特別委員会報告書

令和8年9月15日

決算審査特別委員長 吉本 秀二

1 付託議案名

認定第1号 令和7年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

2 審査経過及び結果について

8月27日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号令和7年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、9月4日、7日、8日及び10日の4日間にわたり審査しました。

(1) 9月4日の委員会について

関係する執行部説明員の出席のもと、七郷小学校施設現況、知識の森町立図書館施設現況、菅谷中学校体育館空調設置事業及び嵐山町B & G海洋センター改修事業の現地視察を行いました。

(2) 9月7日の委員会について

関係する執行部説明員の出席のもと、課局ごとに審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、福祉課、健康いきいき課、長寿生きがい課の順で通告書に基づき質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

議会事務局

議会事務局に対する質疑はありませんでした。

税務課

町税が前年比増となった要因及び花見台工業団地及び杉山インターランプ内企業からの税収状況は、との質疑に対し、個人町民税の増では、令和6年度の定額減税による影響、法人町民税は法人税割税率の高い区分にある企業が大きく増加したこと、固定資産税の増加は、土地は花見台工業団地拡張部分の土地課税によるもの。家屋は企業による鉄骨造の大型新築家屋2棟の建築があり、令和7年度より課税が始まったため。償却資産は法人町民税と同様、資産増加企業の増加額が大きく、全体としての増加に繋がった。これらの要因により、町税全体として前年より増額になったと捉えている。なお、花見台工業団地及び杉山インターランプ内企業の税収金額と前年対比は、花見台工業団地では、法人町民税 6,045 万 7,100 円（前年対比 95.2%）、固定資産税 5 億 791 万 1,838 円（前年対比 103.3%）、杉山インターランプ内では、法人町民税 180 万 600 円（前年対比 194.0%）、固定資産税 1 億 3,515 万円（前年対比 99.8%）であるとの答弁でした。

総務課・会計課

普通財産管理事業費の増加、特に伐採委託料が 146 万 800 円と増加している。伐採の理由及び措置状況は、との質疑に対し、カシノナガキクイムシ被害と思われる枯損木が増加している。町民からの情報提供等により、倒木の危険性がある枯損木や民地干渉木など、緊急性等を考慮して伐採を行っている。通常、業者の入札などの手続きが必要となるため、通知から伐採まで概ね 10 日程度を要するとの答弁でした。

参議院議員選挙事業費 5 万 6,513 円と衆議院議員総選挙事業費 230 万 6,924 円の予算執行額に違いがある理由は、との質疑に対し、参議院議員選挙経費は、年度内に清

算確定するのに対し、令和8年2月20日に執行された衆議院選挙で経費は令和8年度に実績が確定し、191万5,324円が交付予定で、差額が43万200円になるとの答弁でした。さらに、国政選挙予算は全額国費とされているが、国費対応にならない経費の理由は、との質疑に対し、経費の中に補助率が「10分の10」でないものが存在する。例えば、今回の衆議院議員選挙で購入した投票用紙計数機（63万円）は補助率10分の5となる。他の選挙にも活用できる機材等は補助率が低く設定されているものもある。また、公共施設は、公費運営であるため、執行経費の対象外であるとの答弁でした。

地域支援課

消防施設整備管理事業における準中型免許未取得者数及び防災対策事業における小型車両系建設機械特別教育事業費の内容は、との質疑に対し、消防団員が総重量7.5トン未満の消防団車両を運転できるよう、令和6年度から埼玉県補助事業を活用して対応してきた。現在、準中型免許未取得者数は9名と把握している。また、小型車両系教育事業は、令和6年度に公益財団法人B&G財団から「防災拠点設置及び災害時相互支援体制構築事業」の採択を受け、油圧ショベル等小型車両系建設機械を整備したものであるが、機械を安全に操作するため労働安全衛生法に基づく特別教育の修了が必要であり、その講習受講費用（消防団員も対象）であるとの答弁でした。

町民課

保険基盤安定分（保険税軽減分・保険者支援分）があるが、未就学児均等割分・産前産後保険税分・子ども子育て支援分等の補助金が増加した理由は、との質疑に対し、国民健康保険特別会計繰出金のうち、5つの繰出金が前年度比増となった。これは、保険税率の改正によるものであることに加え、子ども・子育て支援金制度システム改修があることも増加の要因となっている。

健康診査、人間ドックの受診者数と高齢者への対応状況は、との質疑に対し、健康診査受診者数が808人、人間ドックが103人であった。高齢者への対応は、後期高齢者の健康診査未受診者かつ医療機関の未受診者に対し、健康状態不明者対策として保健師による訪問を実施しており、令和7年度は33名に対して訪問を行ったとの答弁でした。

福祉課

民生児童委員運営事業における、民生児童委員の活動状況、人材確保の現状、外国人への対応状況及び民生児童委員協議会351万円の内容は、との質疑に対し、毎月1回の協議会、年1回の全体研修、協議会開催に合わせた部会研修（各1回）のほか、必要に応じて役員会を開催している。他の活動としては、社協の愛情弁当サービスへの協力、在宅福祉及び「介護・健康・保険医療」、「子どもの地域・学校生活・教育」「生活費・居住」などについて調査・実態把握を行っている。また各種研修や行事等への参加もしており、令和7年度の全体での活動日数は民生委員4,511日、主任児童委員144日の合計4,655日になる。人材確保では、令和7年12月1日より3名の欠員が生じており、地区からの推薦により選出されているため、欠員の地区は区長に候補者の推薦を依頼している。地域の実態把握活動の一環から外国人との接触機会もあると思われるが、個々の課題、問題に対して役場につなぐ役割を担っている。報酬は、民生委員の報酬規定により、会長年額7万7,000円、一般委員年額6万5,000円の活動費に加え、1回の会議につき600円、研修等は実費支給としているとの答弁でした。

健康いきいき課

妊婦のための給付支援金（118件）と出産子育て応援給付金（14件）の内容は、との質疑に対し、妊婦のための給付支援金の内訳は、妊婦給付認定者が57件、胎児数の

申請が61件。妊娠した時点で妊婦の方に5万円を給付、胎児の数に応じて1人5万円を給付するもので、令和7年度も双子の給付実績がある。なお、出産子育て応援給付金は、令和7年3月に届出をされた方及び3月までに出産し4月以降に申請をされた方が対象で、その内訳は、出産ギフト3件、子育て応援ギフト11件となっているとの答弁でした。

健康増進センター管理事業で、修繕の主な内容と建物老朽化に対する考えは、との質疑に対し、修繕内容は漏水修理3件、水栓交換等水回り修繕2件である。なお、令和7年度末時点で、空調設備の不具合やエレベーターの部品交換の必要性を把握している。平成8年の竣工から既に約30年が経過し経年劣化が進んできているため、修繕を含む設備改修や大規模改修の必要性を踏まえ、計画的に進めていきたいと考えているとの答弁でした。

長寿生きがい課

在宅高齢者等日常生活支援事業費が令和6年度の200万8,816円から令和7年度に24万4,979円に減少した理由は、との質疑に対し、消防司令業務の共同運用に伴い、緊急通報システムの設定変更が必要となり、令和6年度で全利用者(37端末)の設定作業が完了したため、端末設定業務委託料が不要となったことによるものであるとの答弁でした。

移動スーパー導入促進事業の利用状況は、との質疑に対し、詳細な数字は集計していないものの、高齢者や子育て世帯のお母さん、ゴールデンウィーク等の学校休業期におけるお子さんなども幅広く利用されている。区長、民生委員などへのアンケート実施を基に運行スケジュールを見直した結果、見直し後の利用者数は増加しているとの答弁でした。

(3) 9月8日の委員会について

関係する執行部説明員の出席のもと、課ごとに審査することとし、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、生涯学習課、教育総務課、学校統合推進課の順で通告書に基づき質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

環境課・上下水道課

クビアカツヤカミキリによる被害状況と防除処理委託事業の効果は、との質疑に対し、正確な被害実態の把握はできていないが、通報等から町全域に広がっていると捉えている。令和7年度は、菅谷幼稚園(2本)、菅谷小学校(13本)、志賀小学校(39本)、七郷小学校(27本)、菅谷中学校(34本)、玉ノ岡中学校(42本)、都幾川桜堤(250本)、歴史の里公園(10本)、B&G海洋センター(21本)、杉山城跡(30本)の合計468本に対し、成虫に効果のある薬剤「アクセルフロアブル」を樹皮散布した。本処理は成虫駆除が中心であり、卵や幼虫には効かないため、薬剤を散布し続けることによって効果が現れると考えており、効果発現には3年程度かかると見込んでいるとの答弁でした。

農政課

農業振興費の負担金補助及び交付金における不用額(88万5,600円)の理由は、との質疑に対し、主なものとして、農業者フォローアップ事業補助金の予算額736万4,000円に対する不用額20万1,000円は、直売所の生産組合に対して種苗代40万円の枠を用意したが、実績値として20万円が不用額となった。農業再生協議会補助金では、国の補助金として162万3,000円を要望したが、内示額が120万2,000円の確定により、不用額42万1,000円となった。また、環境保全型農業直接支払事業補助金では、予算額133万8,000円に対する不用額22万8,000円は、化学肥料・農薬使用の抑制や有機農業に取り組む農業者団体に対する補助事業で、事業面積を基に予算計上したものの、12月の申請時に出来高額が確定したためとの答弁でした。

企業支援課

観光事業における主な収支は、との質疑に対し、バーベキュー場収入4,004万1,094円、支出が3,565万284円（差引+439万810円）、学校橋河原キャンプ場収入1,876万69円、支出937万2,458円（差引+938万7,611円、ステーションプラザ嵐なび収入1,033万1,954円、支出1,120万1,635円（差引-86万9,681円）であったとの答弁でした。

町管理の観光施設数及び町管理観光施設の老朽化の実態は、との質疑に対し、桜堤観光トイレ、歴史の里観光トイレ、笛吹峠観光トイレ、遠山駐車場観光トイレの4カ所に嵐山溪谷バーベキュー場、ステーションプラザ嵐なびの合計6カ所になる。トイレ4カ所は清掃等を委託しており、バーベキュー場は観光協会に賃貸借、学校橋河原キャンプ場とステーションプラザ嵐なびは観光協会が指定管理者となっている。老朽施設の経年劣化が見られ、水回り等の修繕が増加傾向にあるとの答弁でした。

まちづくり整備課

住宅リフォーム補助金事業の申請・交付状況は、との質疑に対し、申請件数が35件のうち33件交付し、要件不適合の2件を不交付としたとの答弁であり、事業の細りがみられる要因は、との質疑に対し、事業開始から4年を経たことによるものなのかとの思いもあるが、地域経済の活性化や住宅維持改修等にもつながっており、申請手続きの簡素化や制度内容の見直し等も考えて行きたいとの答弁でした。

生涯学習課

図書館管理事業費の大幅な増加の理由及び内訳は、との質疑に対し、需要費約35万円、委託料約34万円、工事請負費約212万円の増額となった。主な理由は、工事請負費等委託料で、令和6年度からの繰越明許費として、屋外変電施設改修工事220万円、それに伴う廃棄物処分で委託料が増額したものである。なお、修繕料については、地下湧水排水ポンプ交換等、喫緊の修繕が増えたことにより前年度比約41万円増額となったとの答弁でした。

教育総務課

水泳授業委託料の内容・習得の達成基準は、との質疑に対し、水泳指導委託の内容は、プール施設の利用料9日間と指導員派遣18人、1回の指導時間は70分である。2グループに分かれて体操実施後、泳ぎの練習を行っている。町内各学校とも学習指導要領に基づき、基本泳法の習得、水難事故防止（命を守る教育）、水への親近感を高めることを目的として授業を行っているが、達成基準は嵐山町では定めていないとの答弁でした。

各小・中学校管理事業で、詳細な記載のない修繕内容及び施設の老朽化に対する考えは、との質疑に対し、菅谷小学校（校舎の雨漏り）、七郷小学校（排水施設）、志賀小学校（校舎内のトイレ）、菅谷中学校（電気設備・排水施設）、玉ノ岡中学校（防火設備・排水施設）、嵐山幼稚園（電気設備）、学校給食センター（調理家電の劣化不具合・部品交換）などの建物・施設の劣化による修繕対応となっている。新校建設という中であっても、児童・生徒の安全を第一優先と考えている。給食センターにあっては、新校設置後においても使用を考えており、安全・安心な給食提供が停止しないよう適切に管理していきたいとの答弁でした。

学校統合推進課

令和7年度の基本設計、発注者支援業務の内容は、との質疑に対し、基本設計業務委託については、令和6年9月から令和7年8月までの期間で委託契約を結んでいる。再編基本計画に基づき、平面計画、立面図、配置計画といった基本的な計画をまとめるとともに、法的なチェックや構造・設備計画を作成し、図面としてまとめる業務を実施した。令和6年度の約6か月半の期間では、基本的な構想の検討、再編基本計画

との整合性確認などを行い、令和7年度においては、設計図書作成・基本設計説明書作成業務を実施した。この時点で、概算建設費の算出と予算調整を行っている。

発注者支援業務は、技術職員のいない、もしくは不足する地方自治体に対して、学校等大規模な施設設計や工事に際し、自治体職員を技術面でサポートする業務内容になり、当課での業務では、設備設計部分についての精査・確認の役割を担っていただくものとの答弁でした。

(4) 9月10日の委員会について

関係する執行部説明委員及び監査委員の出席のもと歳入歳出を含めた総括質疑を渋谷登美子委員、畠山美幸委員、宮本大裕委員、藤野和美委員、川口浩史委員の5人が順次行いました。

質疑答弁の内容については、後日作成する会議録をご覧ください。

(5) 審査結果について

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

以上、認定第1号令和7年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について報告を終わります。

令和8年9月15日

嵐山町議会議長 狛守 勝義 様

決算審査特別委員長 吉本 秀二

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第2号	令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
認定第3号	令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
認定第4号	令和7年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
認定第5号	令和7年度嵐山町水道事業会計決算認定について	認定すべきもの
認定第6号	令和7年度嵐山町下水道事業会計決算認定について	認定すべきもの
議案第36号	令和7年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決すべきもの
議案第37号	令和7年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決すべきもの

決算審査特別委員会報告書

令和8年9月15日

決算審査特別委員長 吉本 秀二

1 付託議案名

- 認定第 2 号 令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和7年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和7年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和7年度嵐山町下水道事業会計決算認定について
- 議案第 36 号 令和7年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 37 号 令和7年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 審査経過及び結果について

8月27日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定5件及び議案第36号、議案第37号について、9月10日に関係する執行部説明員出席のもとに審査し、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

認定第2号令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、特定健診の受診状況は、との質疑に対し、40歳以上75歳未満の対象人数2,357人に対して、実施人数911人で受診率は38.7%であるとの答弁でした。質疑終了後討論はなく、採決し、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件では、総務費の前年比増の要因は子ども子育て支援金制度対応に伴うシステム改修業務による一時的な増加か、との質疑に対し、当該システム改修として支出があったためとの答弁でした。質疑終了後討論はなく、採決し、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第4号令和7年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、保険料の収納状況は、との質疑に対し、保険料の未納者への対応として納付毎に、納付期限から20日後を目安に「督促状」を送付し、納付がない場合はその1か月後に「未納のお知らせ」を送付しているとの答弁でした。質疑終了後討論はなく、採決し、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第5号令和7年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件では、給水人口減・給水戸数増が給水収益に与えた影響の分析は、との質疑に対し、令和6年度と令和7年度の比較で調定件数は令和6年度4万8,004件、令和7年度4万8,058件で54件増加している。使用水量は、令和6年度155万9,773^m³、令和7年度155万6,776^m³で、約3千^m³の減少だった。使用料金は、令和6年度1億8,425万401円、令和7年度は1億8,470万1,557円で約45万1,000円増加し、結果として、僅かであるが給水収

益が増加した。使用水量の減少幅、料金の増加幅も僅かなため、その年の気象条件等にも左右されるとの答弁でした。質疑終了後討論はなく、採決し、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第6号令和7年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件では、浄化槽処理事業の経費回収率について、5年間を通じて40%前後であり、全国の経費回収率41.1%とほぼ同程度にとどまるが、町の評価は、との質疑に対し、本事業は使用料収入のみで維持管理の費用は賄えない課題があるが水質保全による生活環境の改善が進んでいる。また令和8年4月より新料金が適用され、使用料収入増加により改善につなげたいとの答弁でした。質疑終了後討論はなく、採決し、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、議案第36号令和7年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の審査は、質疑、討論なく採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

最後に、議案第37号令和7年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の審査は、質疑、討論なく採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

以上、認定第2号令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件他4件、議案第36号並びに議案第37号について、全て審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。